

平成 19 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社
代表社名 代表取締役執行役員社長 渡辺正夫
(コード番号 9 8 7 3 東証第 2 部)
問合せ先 広報・カスタマーサービス室
ゼネラルマネージャー 高月一郎
(TEL. 0 3 - 5 7 2 2 - 7 2 2 9)

当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、三菱商事株式会社（コード番号：8058、以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	三菱商事株式会社
(2) 事 業 内 容	総合商社
(3) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 4 月 1 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内 2 丁目 3 番 1 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 取締役社長 小島順彦
(6) 資 本 金 の 額	201,251 百万円（平成 19 年 9 月 30 日現在）
(7) 大株主及び持株比率 (平成 19 年 3 月 31 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 7.11% 東京海上日動火災保険株式会社 5.51% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.66% 明治安田生命保険相互会社 4.26%

(8) 公開買付者と 当社の関係等	三菱重工業株式会社	2.89%
	三菱UFJ証券株式会社	2.67%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.52%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	2.09%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.45%
	野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三菱UFJ信託銀行 口)	1.30%
資本関係	公開買付者は、当社株式 7,150,605 株(平成 19 年 5 月 31 日現在の当社発行済株式総数に対する所有割合 31.11%)を保有しております。	
人的関係	公開買付者は、当社に対し取締役 2 名、監査役 2 名を派遣しております。	
取引関係	当社は公開買付者より、原材料等の購入を行っております。	
関連当事者への該当状況	当社は、公開買付者の持分法適用関連会社です。	

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明すること、及び、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議致しました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

公開買付者は、国内および海外約 80 カ国に 200 超の拠点を持つ最大の総合商社であり、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、プロジェクト開発を行うほか、金融、情報、物流、マーケティング等総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供や、環境、医療・介護などの分野における新しいビジネスモデルや新技術の事業化など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

また、公開買付者は、中期経営計画「INNOVATION2007」のもと、外部環境や時代の変化の波を捉えて「未来を拓く」ことにより中長期的に持続的な成長を果たせるよう、事業基盤の整備を進め、有望分野への積極投資などの必要施策に着実に取り組んでおります。生活産業分野におきましても、食の安心安全を求める消費者ニーズを受け、集荷の現場から輸送・加工、製品の流通・小売までを一貫して担うバリューチェーンの強化に取り組んでおります。

公開買付者は、当社における発行済株式総数の約 31.11%に相当する 7,150,605 株（平成 19 年 5 月 31 日現在）を所有し、当社を持分法適用関連会社とする当社の筆頭株主であります。当社は、公開買付者から取締役の派遣などの人的支援、食材供給・物流面の支援、商品開発・マーケティング面の支援等、多面的な支援を受けております。

当社の株主構成は、当社が平成 2 年に東証二部上場を果たした後も米国ケンタッキーフライドチキンコーポレートホールディングリミテッド（以下、「米国 KFC」といいます。）と公開買付者がほぼ同率（それぞれ発行済株式総数の 30%強を保有。）で筆頭株主となっておりましたが、米国 KFC とその親会社であるヤム・ブランズ・インク（そのグループ企業と併せて「ヤムグループ」と総称します。）は、株主としてよりもむしろライセンサーとしての業務に特化したい意向を持っていたことから、公開買付者は米国 KFC と公開買付者間で締結していた株主間契約の定めに従い、米国 KFC 保有株式の購入について検討を行いました。その結果、公開買付者は、市場の変化に迅速に対応することが求められる外食産業において、意思決定を迅速化するためにも、公開買付者が米国 KFC 保有株式を取得することが望ましいとの結論にいたりました。その後、公開買付者は米国 KFC と協議、検討を重ね、米国 KFC 保有株式を公開買付者が取得することによって、米国 KFC はライセンサーとして、公開買付者は株主として、役割を明確にしながら当社の経営を支援することが、当社の更なる成長、企業価値向上に資するものであると考え、米国 KFC 保有株式を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定しました。

前述のとおり、当社は、公開買付者より、当社の設立当初（昭和 45 年）から現在にいたるまで、人的支援、食材供給・物流面の支援、商品開発・マーケティング面の支援等、多面的な支援を受けながら、確固たる経営基盤、事業基盤を構築してまいりました。公開買付者が、当社株式の売却意向を明確にしている米国 KFC から当社株式を買付けることにより、これまでの公開買付者と当社との関係を更に強化することが可能となります。当社は、本公開買付けを経て、公開買付者という単独の筆頭株主のもと、迅速に経営判断を行える環境を構築し、公開買付者とのシナジー追求を従来にも増して強力に推進していくことが、当社の収益拡大と企業価値向上につながると判断し、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

なお、公開買付者と米国 KFC は、公開買付者が、米国 KFC 保有の当社株式を取得することを目的として、本公開買付けを実施するにあたり、平成 19 年 10 月 31 日付で公開買付け応募契約を締結しております。同契約において米国 KFC は、①米国 KFC 保有株式のうち本公開買付けに応募可能な当社株式全株につき本公開買付けに応募すること、②本公開買付けが成立することを条件として、平成 20 年 2 月に予定されている当社の定時株主総会において、議決権行使に関する委任状を公開買付者に提出すること、③米国 KFC が上記①及び②に違反した場合、米国 KFC は公開買付者に対して違約金を支払うこと、等に合意しております。

本公開買付けの買付価格は、当社普通株式1株あたり1,947円で、取締役会開催日前営業日である平成19年10月30日の株式会社東京証券取引所市場第二部における対象者の株価終値2,165円に対して約10.07%、同日まで過去1ヶ月平均2,161円に対して約9.89%、過去3ヶ月平均2,150円に対して約9.42%、過去6ヶ月平均2,163円に対して約10.00%のディスカウントをした金額となります。本買付価格については、公開買付者と公開買付者への株式の譲渡を希望する米国KFCとの間での交渉により決定されたものであり、当社は第三者算定機関に株式評価を依頼しておらず、必ずしも買付価格が当社に係る公正な株式価値を反映したものではない可能性があります。そのため、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねることとしました。

また、公開買付者は、本公開買付け後も当社の上場を維持する方針を公表しておりますが、本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果によっては、上場廃止基準に抵触する可能性があります。詳細につきましては、公開買付者が提出した公開買付届出書をご参照ください。

(3) 利益相反を回避する措置及び買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置

公開買付者は当社を持分法適用関連会社とする当社の株主であり、当社取締役のうち藤井明氏及び垣内威彦氏の2名は公開買付者の執行役員又は従業員を兼任しております。また、当社取締役のチャー・インスー氏、アーサー・ラウティオ氏及びニューマン・マニオン氏の3名は、それぞれヤムグループに属するピザハットコリアのマネージングディレクター、ヤムレストランツインターナショナル アジアフランチャイズのマネージングディレクター及びヤムレストランツインターナショナル アジアフランチャイズのヴァイスプレジデント（レストランエクセレンス）を兼任しております。従って、これらの取締役は本公開買付けに関する特別利害関係人に当たることから、意見表明の決議には参加していません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

※添付資料：

【日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ】

平成 19 年 10 月 31 日付け 三菱商事株式会社ニュースリリース

平成 19 年 10 月 31 日

各位

上場会社名 三菱商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 小島 順彦
コード番号 8058
本店所在地 東京都千代田区丸の内
2 丁目 3 番 1 号
問合せ先 広報部報道対応担当 内村 雄介
03-3210-2172

日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社（東証 2 部：9873、以下「対象者」といいます。）株式を公開買付けにより取得すること（以下「本公開買付け」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けを実施する背景及び理由

当社は、現在、対象者の普通株式を 7,150,605 株（対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（平成 19 年 5 月 31 日現在、以下「株式所有割合」といいます。）約 31.11%）を保有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、米国 Kentucky Fried Chicken Corporate Holdings Ltd.（以下「米国 KFC」といいます。）の保有する対象者の普通株式 7,151,100 株（株式所有割合約 31.11%）のうち、本公開買付けに応募可能な対象者株式全株である 7,151,000 株（以下「米国 KFC 保有株式」といいます。）を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施いたします。

当社は、中期経営計画「INNOVATION2007」のもと、外部環境や時代の変化の波を捉えて「未来を拓く」ことにより中長期的に持続的な成長を果たせるよう、事業基盤の整備を進め、有望分野への積極投資などの必要施策に着実に取り組んでおります。生活産業分野におきましても、食の安心安全を求める消費者ニーズを受け、集荷の現場から輸送・加工、製品の流通・小売までを一貫して担うバリューチェーンの強化に取り組んでおります。

対象者は、当社飼料畜産事業バリューチェーンの川下分野の強化と、外食産業への本格参入を目的として、昭和 45 年に米国 KFC との折半出資により設立され、米国 KFC のグループ企業である Kentucky

Fried Chicken International Holdings, Inc.とのライセンスに基づいてファストフード事業（店舗名ケンタッキーフライドチキン）を開始しました。その後デリバリーピザ事業（店舗名ピザハット）にも進出した結果、現在上記２事業合計で約 1,500 店に達する店舗数を有するわが国有数の大手外食チェーンに成長しました。対象者は会社設立後 37 年を経過し、その間米国 KFC 及びそのグループ企業は米国 Yum! Brands, Inc.（以下「ヤム」といい、そのグループ企業と併せて「ヤムグループ」と総称します。）傘下の企業となりましたが、その間も当社は対象者及びヤムグループの双方と長らく良好な関係を築いてきております。

対象者の株主構成は、同社が平成 2 年に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）市場第二部上場を果たした後も米国 KFC と当社がほぼ同率（それぞれ発行済株式総数の 30%強を保有。）で筆頭株主となっておりますが、ヤムグループは株主としてよりもむしろライセンサーとしての業務に特化したい意向を持っていたことから、当社は米国 KFC と当社間で締結していた株主間契約の定めに従い、当社として米国 KFC 保有株式の購入について社内検討を行いました。その結果、当社は、市場の変化に迅速に対応することが求められる外食産業において、発行済株式総数の 3 割強を保有する大株主が二社あるという株主構成は、意思決定の迅速化の障害になりかねないという対象者の経営上の課題を解消するためにも、当社が米国 KFC 保有株式を取得することが望ましいとの結論にいたりました。その後、当社は米国 KFC と協議、検討を重ね、米国 KFC 保有株式を当社が取得することによって、米国 KFC はライセンサーとして、当社は株主として、役割を明確にしながら対象者の経営を支援することが、対象者の更なる成長、企業価値向上に資するものであると考え、当社は、米国 KFC 保有株式を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（2）本公開買付け実施後の経営方針等

当社は、本公開買付け実施後、対象者に対する人的支援、食材供給・物流面の支援、商品開発・マーケティング面の支援、当社の他のグループ企業とのシナジー追求を従来にも増して強力に推進し、対象者の一層の収益拡大と企業価値向上を目指す所存です。対象者経営陣には既に上記の趣旨に対する共感の意を表して頂いており、平成 19 年 10 月 31 日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。なお、対象者取締役のうち、当社の執行役員食糧本部長である藤井明及び生活産業グループ CEO オフィス室長である垣内威彦の 2 名の取締役、並びに、ヤムグループに属するピザハットコリアのマネージングディレクターであるチャー・インスー、ヤムレストランツインターナショナル アジアフランチャイズのマネージングディレクターであるアーサー・ラウティオ及びヤムレストランツインターナショナル アジアフランチャイズのヴァイスプレジデント（レストランエクセレンス）であるニューマン・マニオンの 3 名の取締役は、特別利害関係者としてかかる決議には参加しておりません。

また、対象者とヤムグループ企業である Yum! Restaurants Asia Pte Ltd.（以下「YRA」といいます。）との間では、平成 16 年に「ケンタッキーフライドチキン」に関する長期にわたるマスターフランチャイズ契約を締結しており、また、平成 19 年 10 月 31 日に契約更新期を迎える「ピザハット」に関するマスターライセンス契約においては、当該契約を平成 19 年 11 月 30 日まで延長すること、平成 19 年 12 月 1 日以降の新契約の基本条件及び平成 19 年 11 月末までに新契約を調印することについて YRA と既に合意しており、本公開買付け実施後も、フランチャイジーである対象者とフランチャイザーである YRA の関係はこれまでどおり継続されます。

(3) 本公開買付けに関する合意等

当社と米国 KFC は、当社が、米国 KFC 保有株式を取得することを目的として、本公開買付けを実施するにあたり、平成 19 年 10 月 31 日付で公開買付け応募契約を締結いたしました。同契約において米国 KFC は、①当社が対象者の株券等に対する公開買付けを実施した場合には、米国 KFC 保有株式のうち本公開買付けに応募可能な対象者株式全株 (7,151,000 株) を当該公開買付けに応募すること、②平成 20 年 2 月に予定されている対象者の定時株主総会において、議決権行使に関する委任状を当社に提出すること、③米国 KFC が上記①又は②に違反した場合、米国 KFC は当社に対して違約金を支払うこと、等に合意しております。

(4) 上場廃止の有無について

当社が、米国 KFC 保有株式を取得するためには、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）の規定に従い公開買付けによる必要があります。当社は、法の規定に従い、また米国 KFC 以外の対象者株主のご意向を排除することなく本公開買付けを実行するため、応募株券の全部を買付けることとしており、本公開買付けに応募された全ての対象者株主の方から対象者株式を取得することを想定しております。

対象者の株式は東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、上記のように、本公開買付けでは買付けを行う株券の数に上限を設定しないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、対象者の株式は上場廃止となる可能性があります。

但し、当社及び対象者は、本公開買付け終了後も対象者の上場を維持する方針です。対象者は、上述のとおり、平成 19 年 10 月 31 日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っておりますが、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様の判断に委ねる旨の意見表明がなされております。当社は、米国 KFC 保有株式を取得し、対象者の経営を支援することにより、対象者の一層の収益拡大と企業価値向上を目指す所存ですので、株主の皆様におかれましては、上述した本公開買付けの趣旨をご理解の上、本公開買付けにかかわらず引き続き対象者の株式を保有して頂き、対象者の株主として対象者をご支援頂きたく存じます。なお、本公開買付けの結果東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に抵触した場合には、現時点では具体的な対応方針及びその条件等の詳細については決定しておらず、本公開買付けの結果東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に抵触するに至った段階で、本公開買付けの結果を踏まえ慎重に検討を行ってまいります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社
② 事業内容	フライドチキン、加工チキン及びピザの販売
③ 設立年月日	昭和 45 (1970) 年 7 月 4 日
④ 本店所在地	東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 15 番 1 号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役執行役員社長 渡辺 正夫
⑥ 資本金の額	72 億 9,750 万円 (平成 19 年 5 月 31 日現在)
⑦ 大株主及び持株比率	ケンタッキーフライドチキンコーポレートホールディングリミテッド (常任 31.11%)

(平成19年5月31日現在)	代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店	
	当社	31.11%
	日本ケンタッキーフライドチキンフランチャイズオーナー持株会	1.02%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	0.86%
	明治安田生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	0.47%
	シービーエヌワイデイエフエイインベストトラストカンパニージャパンスモールカンパニーシリーズ（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	0.34%
	株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	0.30%
	大和証券株式会社株式ミニ投資口	0.29%
	キューピー株式会社	0.29%
	東京海上日動火災保険株式会社	0.28%
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、対象者株式 7,150,605 株（平成 19 年 5 月 31 日現在、発行済株式総数に対する所有割合 31.11%）を保有しております。
	人的関係	当社は、対象者に対し取締役 2 名、監査役 2 名を派遣しております。
	取引関係	当社は対象者に対し原材料等の販売を行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社です。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

平成 19 年 11 月 1 日（木曜日）から平成 19 年 12 月 7 日（金曜日）まで（26 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 19 年 12 月 13 日（木曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

1 株につき、金 1,947 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付けは、米国 KFC 保有株式を取得することを目的として実施するものであることから、公開買付者は、米国 KFC との間の協議・交渉の結果、米国 KFC が本公開買付けに応募することに関し合意できる価格を本公開買付けの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）とする方針を採用しておりました。公開買付者は、かかる米国 KFC との間の協議・交渉の準備のための社内的な検討資料、及び、公開買付者の立場からの本公開買付価格の合理性の検証用資料とするため、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興シティグループ証券株式会社（以下「日興シティグループ証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より株式価値算定書を取得しています。株式価値算定書における各手法による対象者株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- (1) 市場株価法では、平成 19 年 10 月 25 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の株価終値の 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月並びに基準日の株価終値を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 2,115 円から 2,210 円までと算定しています。
- (2) 類似公開企業乗数比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を、EBITDA 乗数の場合には 1,885 円から 2,428 円まで、PER の場合には 1,012 円から 1,378 円まで、PBR の場合には 2,986 円から 3,649 円までと算定しています。
- (3) ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）では、対象者の収益予測や設備投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 2,118 円から 2,492 円までと算定しています。

公開買付者は、株式価値算定書の評価結果から対象者の株式市場における時価は対象者の企業価値を概ね反映していると判断いたしました。①対象者株式の流動性に比べ大量の株式数を一括して取得することによる、流動性に対するディスカウント要因、②本公開買付けの決済の時期が決算期末を越えるため、本公開買付けを通じて対象者株式を取得しても、対象者の平成 19 年 11 月期に関する配当金を受け取る権利が確保できないことによるディスカウント要因などを考慮したうえで米国 KFC と協議・交渉した結果、市場価格を下回る水準で本公開買付けを行うこととし、決議日の前日から 6 ヶ月間の東京証券取引所における対象者株式の終値の平均値に 10% ディスカウントした 1,947 円を本公開買付価格とすることで両社合意に至り、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 1,947 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、取締役会開催日前営業日である平成 19 年 10 月 30 日の東京証券取引所市場第二部における対象者の株価終値 2,165 円に対して約 10.07%、同日まで過去 1 ヶ月平均 2,161 円に対して約 9.89%、過去 3 ヶ月平均 2,150 円に対して約 9.42%、過去 6 ヶ月平均 2,163 円に対して約 10.00%のディスカウントをした金額となります。

②算定の経緯

公開買付者は、ヤムグループより、平成 19 年 4 月に、米国 KFC の保有する対象者株式の譲渡についての相談を受けました。それを受け、公開買付者は社内で検討を行った結果、公開買付者

自らが米国 KFC の保有する対象者株式を買受けることでヤムグループと交渉を開始することといたしました。その後、平成 19 年 8 月から、ヤムグループと本公開買付価格に関する交渉を開始し、平成 19 年 10 月 30 日以下の経緯により本公開買付けの買付価格を決定いたしました。

(算定の際に意見を聴取した第三者算定人の名称)

本公開買付けは、米国 KFC 保有株式を取得することを目的として実施するものであることから、公開買付者は、米国 KFC との間の協議・交渉の結果、米国 KFC が本公開買付けに応募することに関し合意できる価格を本公開買付価格とする方針を採用しておりました。公開買付者は、かかる米国 KFC との間の協議・交渉の準備のための社内的な検討資料、及び、公開買付者の立場からの本公開買付価格の合理性の検証用資料とするため、本公開買付価格の決定するにあたり、日興シティグループ証券に対して対象者の株式価値の算定を平成 19 年 9 月頃依頼し、平成 19 年 10 月 30 日に当該株式価値算定書を取得しました。

(第三者算定人の意見の概要)

日興シティグループ証券は、市場株価法、類似公開企業乗数比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の株式価値を算定しており、株式価値算定書には、市場株価法では 2,115 円から 2,210 円、類似公開企業乗数比較法では EBITDA 乗数の場合には 1,885 円から 2,428 円、PER の場合には 1,012 円から 1,378 円、PBR の場合には 2,986 円から 3,649 円、DCF 法では 2,118 円から 2,492 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

(当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯)

公開買付者は、当該意見から、対象者の株式市場における時価は対象者の企業価値を概ね反映していると判断いたしましたが、①対象者株式の流動性に比べ大量の株式数を一括して取得することによる、流動性に対するディスカウント要因、②本公開買付けの決済の時期が決算期末を越えるため、本公開買付けを通じて対象者株式を取得しても、対象者の平成 19 年 11 月期に関する配当金を受け取る権利が確保できないことによるディスカウント要因などを考慮したうえで米国 KFC と協議・交渉した結果、市場価格を下回る水準で本公開買付けを行うこととし、決議日の前日から 6 ヶ月の東京証券取引所における対象者株式の終値の平均値に 10%ディスカウントした 1,947 円を本公開買付価格とすることで両社会意に至り、最終的に平成 19 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において本公開買付価格を 1,947 円と決定いたしました。

(本公開買付価格の公平性を担保するための措置)

対象者からは、公開買付者による本公開買付けの趣旨についてはご賛同頂いておりますが、買付価格の妥当性についてはご意見を頂いておりません。「本公開買付けの買付株価は、公開買付者と米国 KFC の両者間で様々な要因を総合的に勘案した結果、市場価格からディスカウントした価格で決定されたものであるため、必ずしも対象者に係る公正な企業価値を反映したものではない可能性があることから、これに応募するか否かについては、対象者株主の皆様の判断に委ねる」旨の意見表明がなされております。(その詳細は、対象者から提出される予定の意見表明報告書をご参照下さい。)当該意見表明に係る取締役会の決議にあたって、対象者取締役会は第三者算定機関に対象者の株式評価を依頼した事実はありません。

(利益相反を回避するための措置)

対象者は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしておりますが、対象者取締役のうち、公開買付けの執行役員食糧本部長である藤井明及び生活産業グループ CEO オフィス室長である垣内威彦の 2 名の取締役、並びに、ヤムグループに属するピザハット코리아のマネージングディレクターであるチョー・インスー、ヤムレストランツインターナショナル アジアフランチャイズのマネージングディレクターであるアーサー・ラウティオ及びヤムレストランツインターナショナル アジアフランチャイズのヴァイスプレジデント (レストランエクセレンス) であるニューマン・マニオンの 3 名の取締役は、特別利害関係者として、かかる決議には参加していません。

③算定機関との関係

日興シティグループ証券は、当社又は対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
7,151,000 株	—	—

(注 1) 本公開買付けは、法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件を付しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けは、「1 買付け等の目的」に記載のとおり、米国 KFC 保有株式を取得することを目的として実施するものですので、上記「株式に換算した買付予定数」は、米国 KFC 保有株式数 (7,151,000 株、以下「買付予定数」といいます。) を記載しております。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります (単元未満株式が公開買付け代理人又は復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合には、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。なお、公開買付け期間中の対象者による単元未満株式にかかる買取りは、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) に基づく規則 14e-5 の要件による免除に従って行われるものであり、米国 Securities and Exchange Commission によって認められたものであることを米国株主にお知らせします。

(注 4) 公開買付け者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数は、対象者が平成 19 年 8 月 23 日に提出した平成 19 年 11 月期 (第 39 期中) 半期報告書に記載された数値を基準とすると、15,832,395 株 (以下「最大買付数」といいます。) になります。これは、平成 19 年 8 月 23 日現在の発行済株式総数 (22,983,000 株) から、当社の保有株式数 (7,150,605 株) を除いた株式数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,150 個	(買付け等前における株券等所有割合 31.24%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	7,226 個	(買付け等前における株券等所有割合 31.57%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	7,151 個	(買付け等後における株券等所有割合 62.80%)
対象者の総株主等の議決権の数	22,677 個	

(注 1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (7,151,000 株) に係る議決権の数です。

(注 2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者の所有する株券等 (但し、対象者が保有する自己株式を除く。) に係る議決権の数の合計です。但し、米国 KFC 保有株式については、本公開買付けにおいて公開買付者が取得することを予定しておりますので、二重に計算されないように「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち米国 KFC 保有株式に係る議決権の数 (7,151 個) を加算していません。

(注 3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 19 年 11 月期 (第 39 期中) 半期報告書 (平成 19 年 8 月 23 日提出) に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同半期報告書記載の単元未満株式数 (215,000 株) に係る議決権の数 215 個を加えた 22,892 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注 4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は最大で 100.00% となる可能性があります。なお、最大買付数 (15,832,395 株) に係る議決権の数は 15,832 個です。

(注 5)「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入していません。

(7) 買付代金 約 13,922 百万円

(注) 本公開買付価格 (1,947 円) で買付予定数 (7,151,000 株) を買い付けた場合の見積額を記載しています。但し、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、最大買付数 (15,832,395 株) 全てを買い付けた場合の買付代金は約 30,825 百万円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

②決済の開始日

平成 19 年 12 月 14 日（金曜日）

（注）法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成 19 年 12 月 20 日（木曜日）となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）

第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が本公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に公開買付応募申込の受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書

面」といいます。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。(日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店)

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日 平成19年11月1日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 19 年 10 月 31 日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。なお、対象者取締役のうち、当社の執行役員食糧本部長である藤井明及び当社の生活産業グループ CEO オフィス室長である垣内威彦の 2 名の取締役、並びに、ヤムグループに属するピザハットコリアのマネージングディレクターであるチャー・インスー、ヤムレストランツインターナショナル アジアフランチャイズのマネージングディレクターであるアーサー・ラウティオ及びヤムレストランツインターナショナル アジアフランチャイズのヴァイスプレジデント（レストランエクセレンス）であるニューマン・マニオンの 3 名の取締役は、特別利害関係者としてかかる決議には参加していません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者は、平成 19 年 10 月 11 日に東京証券取引所において「平成 19 年 11 月期 第 3 四半期財務・業績の概況」を公表しております。当該公表に基づく内容は下記のとおりです。

なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、当該公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

平成 19 年 11 月第 3 四半期の連結業績（平成 18 年 12 月 1 日～平成 19 年 8 月 31 日）

連結経営成績

売上高（百万円）	65,129
営業利益（百万円）	2,949
経常利益（百万円）	3,003
四半期純利益（百万円）	1,555
1 株当たり四半期純利益（円）	67.95

連結財政状態

総資産（百万円）	38,408
純資産（百万円）	24,284
1 株当たり純資産（円）	1,060.99

② 対象者は、YRA との間で締結しているピザハット事業に関する「フルスケール・ライセンス契約」が平成 19 年 10 月 31 日に契約更新期を迎えるにあたり、当該契約を平成 19 年 11 月 30 日まで延長すること及び平成 19 年 12 月 1 日以降の新契約の基本条件について合意し、平成 19 年 11 月末までに新契約に調印することを、平成 19 年 10 月 11 日に東京証券取引所において「ピザハット事業「フルスケール・ライセンス契約」更新に関わる基本条件合意のお知らせ」として公表しております。

(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けが当社の連結業績及び単体業績に与える影響は軽微です。

以上

- ※ 当社は、対象者の株主の皆様に対する本公開買付けその他今回の取引に関するご連絡、及び当社の特別関係者による対象者株式の所有状況の調査等をするため、対象者の株主名簿を取得しております。
- ※ 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2007年10月31日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から12時間を経過するまでは、日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ※ このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。